

## Q 子供の親権、どう決める？

妻と結婚して10年近くになります。8歳と5歳の子供がいますが、妻との関係が悪く、離婚を視野に入れて話し合いを行っているところです。ニュースを見ていると、男性が親権を持つケースもあるようですが、親権について、どのように決められるのでしょうか。

### 法律 相談室

親権とは、子を監護・教育するための権利と義務のことを言います。両親が結婚している間は、共同で行使するのが原則ですが、離婚した場合には父親か母親のどちらか一方のみが単独で親権を持つこととなります。

話し合いで決まらなければ、家庭裁判所による調停を行うこととなります。調停はあくまで当事者同士の話し合いですが、中立的な調停委員の間に入ってもらって解決を図ることになるので、当事者のみの場合と比較すると話し合いが進むケースが多いと言えます。調停でも決まらなければ、

裁判所は様々な要素を勘案して親権者を決定することとなりますが、親側の事情（監護する能力の有無や居住・教育環境など）と、子側の事情（年齢や性別、兄弟・姉妹関係、自身の意向など）を総合的に考えて判断するものとされており、離婚の原因がどちらにあったかについては、あま

## 話し合いや調停で決定

合、どちらが親権者になるかを決めない限り、離婚することができません。

それでは親権者はどのように決まるのかについて説明すると、まず、両親が話し合うこととなります。合意できた時には、それに基づいて手続きが進められることとなります。

通常は離婚訴訟を提起し、裁判所に決めてもらうこととなります。

調停や裁判の中では、家庭裁判所調査官という専門の調査員が実際に家庭を訪問し、子供の成長環境を確認したり、子供と面談したりするなどの調査を行います。

り考慮されないとされています。

このような流れで親権が決まりますが、それぞれの事情などにより異なるので、実際に親権について悩んでいる場合は弁護士に直接、相談することをお勧めします。

（回答＝柿田徳宏弁護士）



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。